平成27年度環境省調達改善計画の上半期自己評価結果(概要)

1. 重点的な取組

(1) 一者応札等となった原因等の把握

アンケート調査の結果等の分析を行い、環境省入札監視委員会及び環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会(以下「第三者委員会」という。)にも報告し、一者応札の原因等の把握に努めた。また、アンケートの回答を、対象となった契約案件の業務担当者にその都度共有し、当該業務担当者からの改善策をとりまとめている。

(2) 一者応札等の解消に向けた取組

平成26年度に一者応札であった案件で、平成27年度に複数者が入札に参加した案件が本省で24件、地方で2件あり、より適切性の確保が図られた。これらにより、約9,666万円の削減効果が得られた。

(3) 少額随意契約の更なる改善

平成26年度に少額随意契約としていた案件で平成27年度も同様に少額随意契約を予定していた役務案件3件について、試行的に一般競争入札に付し、約110万円の削減効果が得られた。引き続き今年度も試行的な取組を進めるとともに、取組による費用対効果等についても検証を行っていく。

2. 継続的な取組

(1) 汎用的な物品・役務における共同調達等の有効活用

共同調達の実施及び対象品目の拡大及び適正化を図り、コピー用紙の購入については、新たに共同調達を行うことにより、予定購入数量を実際に購入した場合には、約398万円の削減効果が得られる。

(2) 適正な契約方式の適用

随意契約を予定していた1件について、契約委員会での審査により一般競争 (総合評価落札方式)に移行した。また、地方環境事務所においても、随意契 約(企画競争)から一般競争(総合評価落札方式)に移行する等により、約1,356 万円の削減効果が得られた。

(3) 一者応札となっている契約の見直し

平成26年度に一者応札であった案件で、平成27年度に複数者が入札に参加 した案件が本省で24件、地方で2件あった。

(4) より適正な価格での調達に向けた取組

予定価格の設定において、市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報 を可能な限り収集するよう指導した。

3. 実施状況の把握及び自己評価の実施 及び 4. 調達改善の推進体制等

本自己評価において実施状況の把握と評価を行っている。また、本省及び地方環境事務所等における契約案件について、第三者委員会において審査を受けた。

平成27年度環境省調達改善計画の上半期自己評価結果 (対象期間:平成27年4月1日~平成27年9月30日)

平成27年11月20日 環境省

		実施した取組内容		実施に	おいて明らかとなった課題等	
調達改善計画で記載した事項	平成27年 度に開始し た取組		取組の効果	目標の 進捗状況 (※)		今後の対応
- 者庇礼・養となった。原因等の把握 「側達改善の取組内容 平成27年1月より応札・応募者が一者となり、又は応札・応募者がおらず不調となる契約案件(以下「一者応札等」という。」について、入札・企画競争説明会(以下 18明会)という。」に参加したところである。 平成27年度においては、アンケートの画きを実施 することとし、取組を開始したところである。 平成27年度においては、アンケートの画きを 者へその都度遠元し、同年度類似業券や次年度業務の調達の際に改善を図ることとし、難し、場合はその理由を整理する。 また、アンケート調査の結果等については、分析を加えながら、環境省入札監視 委員会及び環境省物品・役等に任る契約重正化整視等委員会(以下「第三者委 員会」という。」して報告し、原因等の把握に努める。 729年2日指令の対象見込み:60件、回収率:90%程度を目指す。	0	アンケート調査の結果等の分析を行い、環境省入札壁 複要負金の近環境省物品・役務等に係る契約値正化監 規等委員会(以下「第三者委員会)という。)にも報告し、 一者応札の原因等の把握に努めた。 また、平成27年度においては、アンケートの回答を、対 象となった契約案件の業務担当者へその都度還元し、 業務担当者からの改善策のフィードバックもとりまとめて いる。	アンケー調査について、事業者より下記の とおり回収ができた。 (平成27年10月1日現在) アンケート調査の回収:144件 回収率:4466 前また、アンケート調査結果や各部局からの 改善策及び平成28年度の一者応札状況の分析を行い、一者応札が発生する原因や傾向 等についての把握を行った。	А	アンケートの対象者以外の者の意見を集められない、入札説明会に1者しか参加しなかった クースの対策が必要となる。	取組を継続し、アンケート結果 等を参考に一名応札への改善 策について検討を続ける
一者広札等の展演に向けた取観 ①測速改善の取組内容 複数年に渡って一書広札等になっている案件については、当該調達のため必要 接数年に渡って一書広札等になっている案件については、当該調達のため必要 となる技術又は投機等を明示した上で参加者を公募するなどして、改めて特定の 者だけが事業を実施に得ることが確認された場合には、随意契約による(以下、 参加者確認必募という。)ととしているものがある。このような案件について、契 約方式を選択するための手続や参加者確認公募を行った場合の価格の見積根拠 等を指表するにあたり必要な手続を検討する。 ②調達改善の目標 複数年に渡って一者応札等になっている案件を参加者確認公募へ移行するの に適当な要件を整理する。	0	入礼説明会及び入礼への参加者が複数年継続して1 者である、競争参加資格の緩和がこれ以上困難である 等、契約方式の移行に必要な考えられる要件の整理を 進めている。現時点では、契約方式を競争性のない幅 医契約等にする場合は、契約方式を競争性のない幅 医契約等にする場合は、契約方式をに対している。 (信託等機関・ 生物多様性センターにおいては、一者応札解消のため 仕様書の記載の詳細化や公告期間の延長を行った。	本省では、平成26年度に一者な利であった 案件で、平成27年度に複数者が入利に参加 した案件が24件あり、より適切性の確保が図 られた。またこれらにより、参9、146万円の削 減効業が得られた。 (地方支分情局) 場所自然環境事務所では、平成26年度に 一者応札であった案件で、平成27年度に複数 有か入札に参加上案件がどれるり、より適切 性の確保が図られた。また、これにより約520 万円の削減効果が得られた。	В	一書応札が継続している案件 においても、単純に競争性を取り除くことが適切かどうかとらな る検討が必要である。 競争参加度では、 競争参加度ではいないが等の確認の必 要性等も検討が必要である。	改善に向けた取組を継続し、 一者応礼等になっての案件を 参加者確認公募へ移行する等 の手続の検討を継続する。
◆額該を契約の更なる改善 ①測速改善の取組内容 位務の規模で、平成26年度に少額随意契約としていた案件を平成27年度も発注 しようとする場合等で、平成27年度の案件の予定価格が少額随意契約の範囲内と なるものについては、一部を試行的に一般競争入札(最低価格落れ方式)に対す ご当か等について検討する。 ②測速改善の目標 a就行的に一般競争入札(最低価格落札方式)とする見込みの案件:30件 balに該当する案件の平成27年度の契約金額が、平成26年度の案件の契約金額 の90%程度を見込む	0	平成26年度に少額随意契約としていた案件で平成27 年度も同様に少額随意契約で発注を予定していた役務 案件3件について、試行的に一般競争入札に付した。	少額随意契約を行っていた3件について、 一般競争人札に移行した結果、契約金額 ベースで約110万円の削減効果が得られた。	A	明確なコスト換算は困難である が、入札手続を行うために必要 となる事務処理等のコストは、随 意契約に比べ上乗せされること となる。取組による費用対効果 等についても検証を行う必要が ある。	引き続き実施する。
別用的な物品・企務における共同国連等の有効活用 ア 事務用消耗品等の課入 ①調達改善の取組内容 共同調達の要換取び対象品目の拡大を図る。(他名庁、外局等) 2調達改善の目標 平成22年度においては、使用する見込みが無いため取扱いを止めた2品目を除く、 203品目について共同調達をデ施しており、平成27年度においては、使用する見込みが無いため取扱いを止めた2品目を除く、 203品目について共同調達を行う。また、コピー用紙の購入についても共同調達で 行っている。		共同調通の実施及び対象品目の拡大及び適正化を図 り、事務用は発品の購入については平成の年間は206 品目であった対象品目を、平成27年度上半期において は使用する見込みのない2品目を除く203品目とした。ま た、新たにコピー用紙の購入を共同調達で行った。	事務用消耗品については対象品目の精査 を行った結果、前年度同の効果を維持できた。 つけ、一用紙の購入については、共同調査を 行うことにより、予定購入数量を実際に購入した場合、約398万円の削減効果が得られた。	А	共同調達に適当な品目は取り 組み済みである。	引き続き実施する。
		本省において隣続している新聞、雑誌、定期刊行物等 について必要部数の精査を行った。 (地方支分部の 、北海道地方環境事務所等において、購読している新聞、雑誌、定期刊行物等について必要部数の精査を 行っている。	精査した結果、前年度同を維持できた。 (地方支分部局) 北海道地方環境事務所では、部数精査の 結果ネット上の情報を活用することで、1件減 とした。	А	今までの取り組みで、調達数量 の適正化は為されており、部数 や金額での判断は難しい。 毎年度調達の度に購入部数を 精査する必要がある。	引き続き実施する。
ウ 投稿 ①顕遺産の取組内容 共同譲遠を継続して実施する。(他省庁、外局等) ②朝遠改善の目標 平成27年度は、平成26年度に引き続き、4件(配送業務、クリッピング業務、クリーニング業務、速記・編事録作成業務)の共同顕遠を行う。		平成27年度は、平成26年度に引き続き、4件(配送業務、クリッピング業務、クリーニング業務、速記・譲事録 作成業務)の共同調達を行った。	前年度までの効果を維持することができた。	A	共同調達に適当な品目は取り 組み済みである。	
連正な疑約方式の適用 競争性のない随意契約については、今後も引き経き調達手続の透明性及び適 切性を確認するため、全ての競争性のない随意契約について競争性の確保の余 地、業務が一体不可分か(業務を分けて、一部の業務を競争性のある契約とでき なか)等について契約委員会において事が審査を行うこととする。 要かせのある契約方式においても、発注条件や性格書の見直し等により、強工 表契約方式とする。 また、契約通程や契約内容の妥当性については、外部有機者で構成される物 高・投務等に係る契約直正化監視等委員会及び入札監視委員会において事後審 査の対象とする。		少額随意契約を除くすべての随意契約について乗り無した。また、物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会において事後審査を行った。 「他力支分部局」 北海道地方環境事務所、釧路自然環境事務所等において、少額能要契約を除ぐすべの随意契約について、契約委員会において、事前審査を実施している。また、北海道地方環境事務所はのは、発注原理において、発注条件の身直し等による適正な契約方式への移行について検討を行った。	本省では、平成20年度に一考応札であった 案件で、平成27年度に複数者が入札に参加 した案件が24件あり、より適切性の確保が図 られた。これもにより約9,146万円の削減効果 が得られた。 さらに、随意契約を行う予定であった1件に ついて、契約委員会での審査により一般競争 (総合資極高株力式)に移行させた。 ・地方支分部局 ・地方支分部局 ・地方支分部局 ・地方支分部局 ・地方支分部局 ・電子を100円で、中成28年度に3件に について、一般5至型プロボーサルプボンを 行ったが、平成27年度には同業務の全件(3件) について、一般5章を受力では、19年について、 ・最等(後)合評価落札方式)に移行した。 ・最等(後)合評価落札方式)に移行した。 ・東位26年度に参加者確認公募方式を が力が、平成26年度に参加者確認公募方式を がった。 ・サルカ式に移行した。 ・関東地方環境事務所では、1件について、 関東地方環境事務所では、1件について、 関東地方環境事務所では、1件について、 関東地方環境事務所では、1件について、 関東地方環境事務所では、1件について、 関東地方環境事務所では、1件について、 関東地方環境事務所では、1件について、 関東地方環境事務所では、1件について、 関東地方環境事務所では、1件について、 関東地方環境事務所では、1件について、 関東地方環境事務所では、1件について、 関東地方環境事務所では、1件について、 関東地方環境事務所では、1件について、 関東地方環境事務所では、1件について、 関東地方環境事務所には、1件について、 関東地方環境事務所では、1件について、 関東地方環境事務所では、1件について、 関東地方環境事務所には、1件について、 関東地方環境事務所では、1件について、 関東地方環境事務所には、1件について、 関東地方環境事務所では、1件について、 関東地方環境事務所では、1件について、 関東地方環境事務所では、1件について、 関東地方環境事務所では、1件について、 関東地方環境事務所では、1件について、 関東地方環境事務所では、1件について、 ・1のに対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分に対域を1分	Α	契約家件担当以外の視点での 審査は、随時行っていくことが必 要。	引き続き、契約委員会での個 別の事前審査を進めるとともに、 第三者委員会において事後審査 を行う。

		実施した取組内容		実施に	おいて明らかとなった課題等	
調達改善計画で記載した事項	平成27年 度に開始し た取組	3,230-2,12	取組の効果	目標の 進捗状況 (※)		今後の対応
- 第広北となっている契約の景度L 競争性を有する契約方式としているものの、一者応札となっている契約については、平成25年2月に発した大臣官房金計課長通知「譲達手続に係る改善方策について1等に基づき、以下の取組等を行うことにより、複数の事業者の参入による実質的な競争性の確保に努めることとする。		アンケート調査の結果等の分析を行い、環境省入札監 機等委員会及び環境省物品・役務等に係る契約適正化監 機等委員会(以下「第二者委員会)という。)にも報告し、 一者応札の原因等の代鑑に努めた。 また、平成27年度においては、アンケートの回答を、対 象となった契約案件の業務担当者へその都度還元し、 業務担当者からの改善策のフィードバックもとりまとめて いる。	案件で、平成27年度に複数者が入札に参加 した案件が24件あった。さらに、契約委員会で の審査において、1件について、随意契約(企 面競争方式を含む)から一般競争(総合評価 落札方式を含む)に移行した。	В	環境名においては、事業内容 の特殊・専門性が高く、市場規模 が狭いことから、直ちに改善でき ない面もあるが、待られる業務 の成果の資金券とさない範囲 で、取り組む必要がある。	引き続き実施する。
①公告期間等の豊底 最低価格落札方式による一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)について は、公告を入れの前日(入札殻明会を行う場合は入札説明会の前日)から起算し で必ず10日以上前に行う(予算決算及び会計令第74条)。 総合評価系札力式による一般競争入札(以下)を言辞価入札」という。)における 提来書及び企画競争力式(以下)企画競争」という。)における企画競争 は火電券及び企画競争力式(以下)企画競争」という。)の提出明日については、公告等(入札の公全及び企画競争の表 等等」という。)の提出明日については、公告等(入札の公舎及び企画競争の大きいう。 をいう。以下同じ。)の日から起算して原則20日以上を確保する。また、入札談明 会から提案書等の提出期日までの期間は極力10日以上を確保する。		公告期間については、予決令に定められている。入札の前日から起算して10日以上を、総合評価入札及び企 前競争方式の提案書等の提出期日については、公告等 の日から起算して20日以上を確保するよう機能した。 また、入札説明会から振楽書等の提出期日を極力10 日以上確保することに努めた。				
②戦争参加資格工作の運和 業務固有の参加要件を付す場合には、その適切性を十分に検討し、必要以上に 競争参加者を制限することのないよう留意する。		総合評価落札方式による入札や企画競争においては、提案書の審査の中で事業者の能力等を評価できるため、競争参加資格として、事業者及びその管理技術者の実績や資格力式による入札については、必要により競争参加資格を設定するに限しては、グラム等者を設定するに思いては、必要により、力を振り変を表現のものとすること(入札・企画競争に参加し入る事業者を複数者確保できるものとすること(イ)性がある。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は、一般である。 は				
②入札公告、入札脱明春等のホームページへの掲載 入札公告等は、環境省ホームページへ掲載して広ぐ参加者を募るとともに、入札 説明書等を併せて掲載することで、競争への参加を検討している事業者が、業務 内容を把握できるようにする。 行政事務の遂行に著して支険となる等により入札説明書を掲載できない場合は、 入札公告等には業務概要を付し、入札説明書等の交付は、窓口だけでなく、翻送 でも行う等により、事業者の負担軽減を図る。 また、ホームページへ地方支分部局等の調達情報のリンク先を掲載する。		本省、外馬、施設等機関、地方支分部局を含めて、人 北公告等入札説明書等をホームページへも掲載して広 〈参加者を等ったことで、競争への参加を検討している 事業者が、業務内容を把握できるようにした。				
②學債期間の確保 契約を締結してすぐに人員や機材等の配備、会議の開催、出張等を要する業務 であったり、前年度の受注者からの引き継ぎを要する業務等の場合においては、 事業者が準備に係る時間を十分に確保できるよう留意して受注者の決定時期を 設定する。		契約締結から業務開始までの期間を十分確保できるよう指導した。				
⑤配点の設定 総合評価入札や企画競争においては、実績に関する得点が大半を占める等に より特定の者が有利にならないよう留意して配点の設定を行う。		過去の当該業務又は同種類似業務の実績は、提案された方法等で実施しる事業者であるか等の判断に資するものであて、事業者を選定するための主たる要素ではないことから、配点の大半を占めることのないよう、やむを得ない場合を受験に乗業者及び業務に従事しようとする者の過去の実績に係る配点の割合は非常得点の10分の3以内となるように設定した。 提案書等の分量が業務の存在機等点の				
⑥接案事務の分量の選正化 新規の事業者であっても積極的に競争に参加ができるよう、事業者に提出を求 ある提案書等については、業務内容の複雑さや事業規模等を勘案した上で適当 な分量を設定し、過度の負担を課すことにならないよう留意する。		勘案した上で適当な分量となるよう項目毎にページ数を 指定する等設定し、過度の負担を課すことにならないよ う努めた。				
の仕機の明確化 入札においては、仕様書等の記載内容に基づき所要経費の算定や期日までの 履行の可含の判断等を行うこととなるので、必要となる資財等の数量、果務に要す る日数、果務の対象となる者又は地域等の情報はできうる限り詳細に記載する。		事業者において適正な入札価格を算出しやすくするため、業務に必要な人員を含む執行体制を確定させるなど、仕様書に記載される業務内容をできる限り具体化・明確化すること後限した。 また、業務内容が複雑なものについては、仕様書に業務を実施する上で必要な文献、報告書等を明示した。				
②報告書等の整種的な開示 過去の同業務の報告書等を積極的に開示し、新たに競争への参加を検討している事業者が容易に乗務内容等が把握できるようにする。		前年度の業務実績を踏まえ業務を実施するものについては、仕様書において、前年度の成果報告書等が閲覧できること及び閲覧場所を明示することを徹底した。				

		実施した取組内容		実施において明らかとなった課題等		
調達改善計画で記載した事項	平成27年 度に開始し た取組		取組の効果	目標の 進捗状況 (※)		今後の対応
より遠正な価格での間違に向けた取組 予定価格の設定においては、市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報を可能な限り収集し、また、情報システムの調達においては、CIO補佐官からの助言を活用したものとする。		予定価格の設定において、市場価格、過去に関連した 競収案件事例等の情報を可能を即り収業するよう指導 した。また、情報システムの調連においては、CIO補佐 官からの助言を活用したものとした。	より適正な予定価格の設定を行うことができた。	В	同種の役務等であっても事業 によって予定価格の額算方法が 製なっていることがあるため、統 一的な積算方法で行う必要があ る。	引き続き実施する。
要施状況の把機及び自己評価の要施 上半期終了後及び年度終了後に実施状況を取りまとめ、自己評価を行い、計画 の達成状況や調達の具体的な改善内容等について評価を行うこととする。		本自己評価結果のとおり。	-	А	-	計画の進捗状況等を把握した 上で、計画の推進を図る。
推進体制の整備 本計画を推進するため、以下のとおり調達改善推進チームを設置する。		大臣官房会計課及び各部局の職員により構成する調 遠改善推進チームを設置した。	各部局の契約の進捗状況の管理等を行っている他、調達に係る改善方策等についての検討を進めた。	A	-	引き続き実施する。
		年度における工事等の契約(246件:195,958百万円)に ついて審査を受けた。	入札監視委員会及び物品・役務等に係る契 約適正化監視等委員会から、特核の意見の 異中、動台はなかった。 入札監視委員会及び物品・役務等に係るの 対面正化監視等員会及びが品・役務等に係るの 対応として、引き続き分析等を行っていくよう コメントがあった。	Α	-	現状の分析などについては、 引き続き対応していく。
人材育成、情報の共主等 契約事務等に関する規程等を整備しポータルサイトで共有する。また、若手向け に行っている会計事務担当者研修会の資料を他の契約事務等の担当者にも配付 し再認識を促す等工夫をする。		契約事務等に関する規程等を整備しポータルサイトで 共有を行った。また、若手向けに行っている会計事務担 当者研修会の資料を他の契約事務等の担当者にも配 付し再認識を促した。	契約に関する手続きにかかる一連の流れ等をわかりやすい形での情報共有を行うことにより、会計事務の効率化が図られた。	Α	各会計事務担当者に契約等に 関する知識や経験の不足がある 場合、契約事務の遅延につなが りうる。	

○その他の取組(調達改善計画で記載していない事項)

今後の対応
き会計規程等にかかるわかりやすい 情報の共有を進める。
. ₹

(※) A:(定量的な目標)目標達成率90%以上 (定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組 B:(定量的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組 B:(定量的な目標)目標達成率50%以上 (定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等(自府省庁内の他部局、地方支分部局、他府省庁)との調整を行った取組 C:(定量的な目標)目標速度50余満 (定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

外部有識者からの意見聴取の実施状況

(対象期間:平成27年4月1日~平成27年9月30日)

会議等名称: 環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会 委員長 森嶌昭夫先生からの意見聴取

開催日時:平成27年11月18日

外部有識者からの意見	意見に対する対応
	○ 事業者に対し行っているアンケートについては、今年度は継続的に取組を続けてい
	く。また、一者応札の原因分析を進めるとともに、契約額の大きさ等により分類を行った
専門性や能力により引き受けられる事業者が限られ、一者応札となりやすい傾向も見	
られる。特に額が大きな案件については、事業の目的や内容なども精査していく必要が	
ある。	

会議等名称: 環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会 委員長代理 野村豊弘先生からの意見聴取

開催日時:平成27年11月19日

外部有識者からの意見	意見に対する対応
○ 一者応札の対策については、原因分析等が進んでおり、具体的な対策についても	
	検討を行っていくこととする。例えば、説明会の開催の省力化や、契約方式等に応じて
すれば良いかこれまであまり検討されていなかったが、その必要性も含め検討を行う必要がある。	
要があると考えられる。	に推察されないような方策を検討していく。